



金 沢 市 公 報

第 2 9 5 8 号

平成30年(2018年)12月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○旧介護保険法の規定による指定の辞退について (") 5
○建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について (監 理 課) 1		○児童福祉法の規定による事業者の指定について (障害福祉課) 6
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課) 4		○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (") 6
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の訪問看護ステーションの所在地の変更について (") 4		○児童福祉法の規定による医療機関の指定について (地域保健課) 6
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (") 4		○市道の区域の変更について (道路管理課) 7
○生活保護法の規定に基づく指定介護機関の所在地の変更について (") 5		○道路の供用の開始について (") 7
○介護保険法の規定による事業者の指定について (介護保険課) 5		● 公 告
○介護保険法の規定による施設の開設の許可について (") 5		○土地区画整理組合の解散の認可について (市街地再生課) 7
		○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 7
		● 消防局公告
		○消防車のサイレンの使用について (消防総務課) 8

告 示

●金沢市告示第368号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の時期、申請の方法等について、同令第167条の5第2項(同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)並びに金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成31年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成28年告示第335号(建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)は、平成31年3月31日限り廃止します。

平成30年12月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者等

1 入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当する者とします。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受け、かつ、同法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査を受けている者
- (2) 次のア又はイのいずれにも該当しない者

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
- (3) 第4に規定する資格審査申請書の提出日までに納期限の到来した市税及び提出日の1か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。）を完納している者
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を営む事業主にあつては、同法第7条の規定によるその雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったことの届出を行っている者
- (6) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主にあつては、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者
- (7) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主にあつては、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者
- 2 入札参加資格の審査に係る申請ができる建設工事共同企業体（2以上の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成される共同企業体をいう。以下同じ。）は、その構成員の全てが第1の規定による入札参加資格の決定を受けた者又は第4の規定による資格審査申請書を提出した者であるものとします。

第3 入札参加資格の審査事項

- 1 入札参加資格の審査は、次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項について行うものとします。
- (1) 本市内に主たる営業所を有する者 客観的事項及び主観的事項
- (2) 本市外に主たる営業所を有する者 客観的事項
- 2 客観的事項は、建設業法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査項目及び審査基準によるものとします。
- 3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。
- (1) 工事成績評点
- (2) 指名停止状況
- (3) 優良建設工事の表彰実績
- (4) ISO及びエコアクション21の取得状況
- (5) 本市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況
- (6) 本市との除排雪委託契約の契約状況
- (7) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況及び同法第13条に規定する基準に適合する一般事業主である旨の認定状況
- (8) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条に規定する一般事業主行動計画の届出状況及び同法第9条に規定する基準に適合する一般事業主である旨の認定状況
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者の雇用状況
- (10) 金沢市消防団協力事業所の認定状況
- (11) 保護観察対象者等の協力雇用主としての登録状況

第4 入札参加資格の審査の申請

- 1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、平成31年2月1日から同月28日までに資格審査申請書を市長に提出してください。
- 2 建設工事共同企業体については、その都度市長が定める期間内に資格審査申請書を市長に提出してください。
- 3 市長がやむを得ないと認める場合は、1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつた者でも、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。
- 4 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、2に該当する場合及び市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その都度市長が定める日とします。
 - (1) 客観的事項 平成30年10月1日の直前の営業年度の終了の日
 - (2) 主観的事項 平成30年12月31日
- 5 資格審査申請書には、次の区分により書類を添付してください。

書類番号	添付書類	本市内に主たる営業所を有する者	本市外に主たる営業所を有する者
1	総合評定値通知書	○	○
2	主観的事項に関する調査票	○	—
3	許可証明書又は許可通知書	○	○
4	工事経歴書		
	直前2年の各営業年度分	○	○
	石川県内に所在する官公庁の元請分	—	○
5	技術職員名簿等		
	総括表	○	○
	技術職員名簿	○	○
	技術職員名簿（石川県内にある営業所人員）	—	○
6	委任状	○	○
7	市税滞納有無調査承諾書	○	○
8	国税に係る納税証明書	○	○
9	使用印鑑届	○	○
10	主たる営業所に関する誓約書	○	—
11	営業所一覧表	—	○
12	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書	○	○
13	役員の兼務及び資本関係調書	○	○
14	金沢市入札参加申請登録票	○	○

備考

- 1 ○印を付した項目に該当する書類について、提出を要するものとします。ただし、書類番号6に掲げる書類については、競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限り、提出を要するものとします。
- 2 書類の様式は、それぞれ発行する官公署等において定められた様式によるものとします。

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2又は3の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 第2の1の(1)又は2の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

- 1 廃止前の平成28年告示第335号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了す

るまでの間は、なお効力を有することとします。

2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

●金沢市告示第369号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
てまり鳴和薬局	金沢市鳴和1丁目16番33号	平成30年11月1日
藤田内科リウマチ膠原病クリニック	金沢市直江西1丁目99番地	平成30年11月9日
無量寺あおぞら薬局	金沢市無量寺5丁目71番地1	平成30年11月5日
尾張町アイン薬局	金沢市下新町6番23号	平成30年11月1日
メンタルクリニック くまぶん	金沢市本町2丁目15番1号 ポルテ金沢3階	平成30年12月1日

2 訪問看護事業者

訪 問 看 護 事 業 者		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社高度介護施設 運営管理センター	金沢市疋田1丁目215番地	訪問看護事業所ナー スステーション	金沢市疋田1丁目215番地	平成30年11月16日
株式会社セルトナカモ リ	金沢市此花町2番24号	訪問看護ステーショ ン マザーリーベ	金沢市沖町口19番地5	平成30年11月7日

●金沢市告示第370号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から訪問看護ステーションの所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン の 所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
金沢在宅総合支援訪問看護 ステーション	金沢市東力4丁目97番地18	金沢市入江2丁目141番地1	平成30年12月1日

●金沢市告示第371号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
無量寺あおぞら薬局	金沢市無量寺5丁目71番地1	平成30年11月4日
尾張町アイン薬局	金沢市下新町6番23号	平成30年10月31日

●金沢市告示第372号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所名称	所 在 地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
1760191211	金沢在宅総合支援訪問看護ステーション	金沢市東力4丁目97番地18	金沢市入江2丁目141番地1	平成30年12月1日
1740144215	むさしまち薬局	金沢市安江町11番15号	金沢市本町1丁目2番54号	平成30年1月1日

●金沢市告示第373号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成30年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険事業所番号	事 業 所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1760191369	訪問看護ステーション マザーリーベ	金沢市沖町口19番地5 フォーブルⅢ102号室	株式会社セルトナカモリ	平成30年11月1日	訪問看護 介護予防訪問看護

●金沢市告示第374号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により介護医療院として次のとおり開設を許可したので、同法第114条の7の規定により告示します。

平成30年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険事業所番号	事 業 所		事業者の名称	指定年月日	施設の種類の
	名 称	所在地			
17B0100021	医療法人社団 和宏会 大手町病院 介護医療院	金沢市大手町5番32号	医療法人社団和宏会	平成30年11月1日	介護医療院

●金沢市告示第375号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により指定

介護療養型医療施設から当該指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があったので、同法第115条の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1710114982	医療法人社団和宏 会 大手町病院	金沢市大手町5番 32号	医療法人社団和宏 会	平成30年11月1日	介護療養型医療施設

●金沢市告示第376号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の規定により指定障害児相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第24条の37の規定により告示します。

平成30年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	主たる 対象者	指 定 年月日
1770102828	相談支援事業所 おり～ぶ金沢	金沢市間明町2丁 目111番地	社会福祉法人 恵 誉会	石川県白山市殿町 10番地1	特定なし	平成30年 12月1日

●金沢市告示第377号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の規定により指定特定相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示します。

平成30年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の 所在地	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	相談支援 の 種 類	主たる 対象者	指 定 年月日
1730104930	相談支援事業 所 おり～ぶ 金沢	金沢市間明町 2丁目111番 地	社会福祉法人 恵誉会	石川県白山市殿 町10番地1	計画相談支援	特定なし	平成30年 12月1日

●金沢市告示第378号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

平成30年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 訪問看護ステーション

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
独立行政法人地域医 療機能推進機構	東京都港区高輪3丁 目22番12号	独立行政法人地域医療機能 推進機構金沢病院附属訪問 看護ステーション	金沢市沖町八の部15 番地	平成30年12月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
尾張町アイン薬局	金沢市下新町6番23号	平成30年11月1日
瑠璃光薬局崎浦店	金沢市小立野1丁目2番7号	平成30年12月1日

●金沢市告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年12月21日から平成31年1月4日まで一般の縦覧に供します。

平成30年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
1 級 幹 線	1 級 幹 線 126号 戸 水 町 線	鞍 月 4 丁 目 1005番 1先から	旧	27.0	92.2
		鞍 月 4 丁 目 1005番 1先まで	新	27.0~29.1	92.2
一 般 市 道	材 木 町 線 19号	材 木 町 460番 先から	旧	4.0	32.5
		材 木 町 463番 7先まで	新	5.0	32.5

●金沢市告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年12月21日から平成31年1月4日まで一般の縦覧に供します。

平成30年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
1 級 幹 線 126号 戸 水 町 線	鞍 月 4 丁 目 1005番 1先から	平成30年12月21日
	鞍 月 4 丁 目 1005番 1先まで	
材 木 町 線 19号	材 木 町 460番 先から	平成30年12月21日
	材 木 町 463番 7先まで	

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のとおり公告します。

平成30年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 土地区画整理組合の名称
金沢市副都心北部直江土地区画整理組合
- 2 解散の認可の年月日
平成30年12月12日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成30年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市糸田新町147番1から147番5まで	金沢市窪6丁目275番地 くるみ不動産株式会社 代表取締役 山内 邦裕	道路 金沢市糸田新町147番5
金沢市小坂町北32番1及び32番5から32番8まで	名古屋市中村区名駅4丁目24番16号 積和不動産中部株式会社 代表取締役 大野 照雄	道路 金沢市小坂町北32番8

消 防 局 公 告

金沢市消防出初式を実施するため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成30年12月21日

金沢市消防長 清 瀬 守

場 所 彦三町交差点～武蔵交差点～上堤町交差点

日 時 平成31年1月6日(日) 午前9時から午前11時まで

平成30年(2018年)12月21日 印刷

平成30年(2018年)12月21日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄